平成２８年（フ）第２２７１号
札幌市東区北27条東２丁目１番３号　グランドール大栄103号
債務者　杉本　　勉
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２８７号
札幌市西区西野６条２丁目３番32号　田代方
債務者　梶　　未佳
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２９３号
札幌市東区伏古２条４丁目４番10―303号
債務者　川端　千鶴（旧姓二瓶・渡邊）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
札幌市清田区真栄２条２丁目10番22―402号
債務者　廣瀬　章二
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４号
札幌市手稲区稲穂１条４丁目５番10号　稲穂駅前ハイツⅠ―202号
債務者　土田　正明
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５５号
群馬県富岡市富岡1367番地１　プリマベーラ101号
債務者　五十嵐貴昭
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２６０号
群馬県高崎市浜尻町898番地15
債務者　深津　武司
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２６１号
群馬県高崎市浜尻町898番地15
債務者　深津　真弓
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６４１号
埼玉県川越市大字下広谷1063番地11
債務者　荒木　公男
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４２号
埼玉県川越市大字下広谷1063番地11
債務者　荒木　孝一
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３２号
静岡県熱海市梅園町19―46、住民票上の住所
静岡県熱海市下多賀976番地の１
債務者　三宮　純子（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９２６号
堺市美原区南余部36番地７
債務者　小森美知子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９３３号
大阪府羽曳野市西浦１丁目７番３号
債務者　里　　綾乃（旧名義宏）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９８５号
大阪府河内長野市市町586番地の９
債務者　柳　　光一
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９９３号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地２棟1107号
債務者　平田みさお（旧姓石原・熊谷）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９９９号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番５―308号
債務者　上田　昌代
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１００６号
大阪府羽曳野市向野３丁目９番２号
債務者　小田　茂樹
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係